－今号の目次－

* 「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会（第３回）」が開催される（厚生労働省） １
* 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ＆Aについて（第十一報）（令和３年９月２１日現在）が発出される（厚生労働省） ３
* 社会福祉連係推進法人に関する資料の掲載について（厚生労働省） ４
* 社会福祉法施行規則等の一部改正案等についてのパブリックコメント開始について（厚生労働省） 5
* 社会福祉法人の経営指導強化等に関する調査研究 報告書が公表される（令和２年度 厚生労働省社会福祉福祉推進事業） ５

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆　「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会（第３回）」が開催される（厚生労働省）**

令和3年9月22日、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会（第3回）」（厚生労働省）が開催され、本会から、森田信司副会長が参画しました。

本ニュースNo.21-09でも既報のとおり、この検討会では、「１．人口減少地域等における保育所の在り方」、「２．保育所・保育士による地域の子育て支援」、「３．多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援」、「４．保育士の確保・資質向上」に関する論点についての協議を行っています。第3回検討会では、「３．多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援」をテーマに協議が行われました。

|  |
| --- |
| 【多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援】  〔論点〕  〇一時預かりについて、必要とする人がより利用できるようにするための方策についてどのように考えるか。  〔対応の方向性〕  〇一時預かりの実施が困難な要因を踏まえ、その解消を図るとともに、必要な支援が行われるための方策について、どのような対応ができるのか検討していく。  〔対応案〕  〇一時預かりについて、利用する子どもの状況を事前に保育所等が把握するための仕組みや利用する子どもの年齢に応じた補助の在り方等について、今後検討していくこととしてはどうか。  〔論点〕  〇医療的ケア児、障害児、外国籍の子どもや、家庭環境に特別な配慮が必要な家庭の子どもなど、保育の現場で多様化するニーズについて、待機児童解消の観点も踏まえ、その受入れや必要な支援を進めるための方策について、どのように考えるか。  〔対応の方向性〕  〇現在実施している各種支援を引き続き推進していくとともに、配慮が必要な子どもの実態を把握し、必要な対応を検討していく。  〔対応案〕  〇現在行っている支援について、引き続き推進していくことが重要。  〇また、医療的ケア児、障害児、外国籍の子ども以外に、配慮が必要な子どもの状況については必ずしも明らかでないため、こうした実態を把握するとともに、その結果を踏まえ、必要な対応を検討していくこととしてはどうか。 |

森田副会長からは、一時預かりに関する資料の中にある「一時預かり事業の課題」について保護者や事業者に対しても聞き取りや確認を行ってほしいこと、「医療的ケア児保育支援事業」について看護師は巡回ではなく常に現場にいて安心安全な保育が提供できるような制度としてほしいこと、また、本ニュースNo.21-17でもお伝えした「社会保障審議会児童部会社会的養育専門員会」において保育の機能について議論する場合は本検討会とあらかじめ議論してほしいことを発言しました。

構成員からの意見（全保協事務局抜粋・要約）

【一時預かり】

* + 都心部でニーズがあるところでは人材を確保して実施することも可能かもしれない。しかし、地方部などニーズの低いところでは、毎日利用があるわけではなく、週に1,2回問い合わせが入る程度で、対応できずにお断わりすることもある。地域のニーズに応えるために実施しているが、現場としては厳しい状況にある。
  + 急なニーズへの対応は、コーディネートも含めて、自治体が調整可能な仕組みを検討することが必要ではないか。園単独での実施では難しい。また、地域によってニーズが異なるため、地域に適した柔軟な仕組みとすることが必要。
  + 一時的、緊急的ななかで保育を展開しなければならず、通常の保育とは異なる専門性も求められる。虐待防止の入口にもなり得るような重要な位置だが、幅広い知見や技術などが求められる。資質向上の制度が必要であり、必要なスキルを明らかにするとともに、研修制度を作ることが必要。

【医療的ケア児、障害児、外国籍の子どもや、家庭環境に特別な配慮が必要な子ども】

* + 医療的ケア児の受け入れについては、すべてを保育所で担うのではなく、役割分担することが必要。保育所で保育できるような体制を整えることが重要。自治体のなかでの各部局の連携が非常に重要になる。
  + 医療的ケア児の受入れには環境面の配慮も必要で、園の努力だけではなく、制度の仕組みとして考える必要がある。保育所に関連機関からの情報が届いていないケースもあり、保育所が求めれば、各機関の連携により、各家庭の情報開示が可能になる仕組みが必要ではないか。また、加配保育士が1人で問題を抱えこんでしまうケースもある。保育士への支援も含め、保育所だけが担うのではなく、他職種との連携が重要。
  + 公的な医療機関との連携が可能な公立保育所の存在意義をはっきりさせることも必要。
  + 外国籍の子どもや家庭への支援については、個別性、文化、人権への配慮も必要になってくるので、保育士を加配すればよいというものでもない。通訳等、どのような人が必要なのかを十分に検討する必要もあるが、現在、自治体によって取り組みの差が激しいように感じる。また、人の配置だけではなく、研修も必要になってくる。
  + 現在、保育所には虐待によって一時保護されていた子どもも入所してくる、児童相談所と連携がとれず、十分な情報のないなかで保育しなくてはならないという現状がある。

本検討会は、今後、論点について協議を進めることとしており、次回以降、別の論点について協議を行い、年末までにとりまとめを行うこととしています。

資料等の詳細は下記ホームページをご確認ください。

■ 厚生労働省 > 政策について > 審議会・研究会等 > 子ども家庭局が実施する検討会等 > 地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/newpage_00030.html>

**◆ 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ＆Aについて（第十一報）（令和３年９月２１日現在）が発出される（厚生労働省）**

令和3年9月21日、厚生労働省は標記Q&Aを都道府県、市町村の保育主管部（局）宛てに発出しました。追記・修正された項目は下記のとおりです。

|  |
| --- |
| （全保協事務局抜粋　下線部が追記された箇所）  **保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ＆Aについて（第十一報）**  **（令和３年９月２１日現在）**  問2　保育所等において感染してしまった子どもが出た場合、市区町村はまず何をすべきか。  〇　都道府県の保健衛生部局等と連携の上、感染者の状況の把握とともに、濃厚接触者の範囲の確認を行い、休園の判断を行ってください（※）。休園に関する措置については「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25 日付事務連絡）」で示しているところです。   * 令和3年6月4日付厚生労働省事務連絡「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」において、必要な行政検査が迅速に行われることを目的として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域であって、保健所業務の逼迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合、これら地（区）域に指定されている期間中に限り、濃厚接触者の特定を含む疫学調査の実施について、保健所自らが聞き取りによりその範囲の特定を行わずとも、陽性者が確認された事業所が、保健所業務の補助として、本人の同意を得た上で一定の基準に基づき濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者（以下「濃厚接触者等」という）の候補範囲を特定し、濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示することにより、保健所が適切と認定した場合（範囲）において、行政検査として必要な検査を実施することも可能であるとされています。保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者等の特定や検査機関への検査依頼等の対応も含め、保健所とよく連携をとるようにして下さい。 |

内容の詳細は下記ホームページの「87」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

**◆ 社会福祉連係推進法人に関する資料の掲載について（厚生労働省）**

厚生労働省は、社会福祉連携推進法人制度の施行に向けた関係資料を厚生労働省ホームページに掲載しました。

掲載されている資料は、下記になります。

* 社会福祉連携推進法人の認定事務等について（現段階での整理案）
* 社会福祉連携推進法人の会計について

詳細は下記ページ下部の「社会福祉連携推進法人制度施行に向けた参考資料」をご確認ください。

■ 厚生労働省 > 政策について > 分野別の政策一覧> 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉法人制度 > 社会福祉連携推進法人制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html>

**◆ 社会福祉法施行規則等の一部改正案等についてのパブリックコメント開始について（厚生労働省）**

厚生労働省は、社会福祉連携推進法人制度の施行に向け、下記の関係政省令、関連通達について、原案を取りまとめたうえで、パブリックコメントを実施しています。いずれも施行は令和4年4月1日が予定されています。（※ パブリックコメントの受付締切は政省令、関連通達ごとに異なりますので、詳細は下記ホームページをご確認ください）

1. 社会福祉法施行令の一部を改正する政令

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1031&id=495210195&Mode=0>

1. 社会福祉法施行規則及び社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令
2. 社会福祉連携推進法人会計基準（省令）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210208&Mode=0>

1. 介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等の一部を改正する件（告示）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210196&Mode=0>

1. 社会福祉連携推進法人の認定等について（社会・援護局長通知）
2. 社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱いについて（社会・援護局長通知）
3. 社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について（社会・援護局福祉基盤課長通知）
4. 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の一部改正について（社会・援護局長通知）
5. 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の一部改正について（社会・援護局福祉基盤課長通知）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210209&Mode=0>

1. 社会福祉法人に対する指導監査ガイドラインの一部改正案

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210210&Mode=0>

**◆ 社会福祉法人の経営指導強化等に関する調査研究 報告書が公表される（令和２年度 厚生労働省社会福祉福祉推進事業）**

PwCコンサルティング合同会社は、「社会福祉法人の経営指導強化等に関する調査研究」（令和2年度 厚生労働省社会福祉推進事業）の報告書を公表しています。

この調査研究事業は、今後、本格的な人口減少社会の到来を迎え、地域によっては、実施する事業や社会福祉法人の経営環境が厳しくなることが予想されるなかで、法人の適正な経営と社会福祉事業の健全な実施を図る観点から、法人自らが経営状況を適切に理解して改善に取り組むことに加え、所轄庁が法人の財務状況への理解を深めるため、財務分析にあたっての考え方や参考となる指標等をとりまとめることを目的に実施されました。

調査報告では、「所轄庁による経営改善に関する指導・助言等の実施状況と課題」、「財務指標データから見た社会福祉法人の経営状況と示唆」、「経営改善に向けたサポートのプロセス」の項目ごとに考察を行うとともに、社会福祉法人の財務状況を確認する際に優先的に着目すべき財務指標の検討やチェックリストの作成が行われました。

また、同調査結果について、社会福祉法人の関係者に広く周知し、福祉サービスの効率的・持続的な提供につなげる一助となるべく、基本的な財務知識に関する解説や、法人の財務状況を確認する際のポイントを説明するオンラインセミナーがオンデマンド配信で開始されました。

セミナーは、「第1部　財務会計基礎知識編」と「第2部　チェックリスト活用編」に分かれており、配信期間中（2022年3月31日）は、オンデマンドで視聴できます。申込をすれば、どなたでも無料で受講できますので、ぜひご活用ください。

詳細は下記ホームページをご確認ください。

PwCコンサルティング合同会社

■ 令和2年度社会福祉推進事業の実施について

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/social-welfare2021.html>

■社会福祉法人の経営指導強化等に関する調査研究 報告書

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/assets/pdf/r2-w33-financial-analysis.pdf>

■ PwCコンサルティング合同会社　社会福祉法人の経営状況に関するチェックリスト

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/assets/pdf/r2-w33-financial-analysis-checklist.pdf>

■ PwCコンサルティング合同会社　社会福祉法人財務セミナー（オンデマンド配信）

<https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/c1210810.html>